

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月6日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決処分第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成29年 9月26日
四万十町長 中尾 博憲

平成29年度四万十町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度四万十町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,480,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 5 県支出金		1,552,860	27,000	1,579,860
	3 委託金	40,639	27,000	67,639
歳 入	合 計	16,453,000	27,000	16,480,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,082,767	27,000	4,109,767
	4 選挙費	4,652	27,000	31,652
歳 出	合 計	16,453,000	27,000	16,480,000

歳入歳出予算事項別明細書
1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 5 県支出金	1,552,860	27,000	1,579,860
歳 入 合 計	16,453,000	27,000	16,480,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	4,082,767	27,000	4,109,767	27,000		
歳 出 合 計	16,453,000	27,000	16,480,000	27,000		

歳入

(単位：千円)

款	項	目		計	補正額	補正前の額	節		説明
		目	目				区分	金額	
15	県支出金			1,579,860	27,000	1,552,860			
	3	委託金		67,639	27,000	40,639			
	1	総務費委託金		52,424	27,000	25,424	5	選挙費委託金	衆議院議員総選挙費委託金 27,000
		計		16,480,000	27,000	16,453,000			

歳出

(単位：千円)

科 款	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
					国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
2	総務費	4,082,767	27,000	4,109,767	27,000		0			
4	選挙費	4,652	27,000	31,652	27,000		0			
	3衆議院議員総選挙費	0	27,000	27,000	27,000		0	1	報酬	選挙管理委員会委員報酬 95 開票管理者報酬 32 開票立会人報酬 176 期日前投票管理者報酬 245 期日前投票立会人報酬 711 投票立会人報酬 1,830
								3	職員手当等	時間外手当 12,000 管理職特別勤務手当 36
								7	賃金	臨時賃金 1,367
								9	旅費	費用弁償 13
								11	需用費	消耗品費 2,208 印刷製本費 800 燃料費 50 修繕料 600 食糧費 450
								12	役員費	通信運搬費 1,350 クリーニング代 50 計数機等点検手数料 413
								13	委託料	ポスター掲示場設置管理業務委 1,107

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 分	節 金 額	説 明
				国県支出金	特定財 地方債	財源 その他			
款 目									託料 ポスター掲示板作成業務委託料 1,500 選挙システム保守業務委託料 100
							14使用料及び 賃借料	355	車等借上料 50 通行料・駐車料 5 選挙管理システムリース料 100 投票所借上料 200
							18備品購入費	1,512	選挙用備品購入費 1,512
計	16,453,000	27,000	16,480,000	27,000		0			